

三本柳整形外科クリニック 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画

令和2年9月1日～令和7年8月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1 令和7年度までに、職場における育児に関する意識を高め、育児を行う職員に対し、理解と協力が得られる風土・体制とする。
男性職員・女性職員を問わず育児制度利用を申請した際に、引継ぎ等が手順が確立されており、安心して育児休業が取れるようにする。

目標達成のための対策

- ・子の検診のための休暇、子の看護のための休暇、学校行事参加のための休暇などについての、有給または欠勤に対し、申出がしやすい職場内の体制を創る。
- ・仕事の引継ぎ体制の明確化、柔軟な職務の分担やそれに対応できる人材育成。
- ・育児休業・介護休業法についての理解を深めるため、職場のミーティングに読み合わせを行う。

目標2 小学校未満の子を持つ職員が、希望する場合に短時間勤務制度の利用が、容易になるよう、業務体制の見直しを図る。

目標達成のための対策

- ・令和2年1月以降、職員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始。
- ・令和2年4月以降、職場ミーティングによる周知の実施。

目標3 年次有給休暇取得の促進のための措置の実施。

目標達成のための対策

- ・令和2年5月以降、有給休暇取得計画の提出